

事務連絡
令和8年1月14日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事業部

「荷主・物流事業者の取組状況」に関するフォローアップ調査について

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
標記につきましては、「物資の流通の効率化に関する法律」の改正により、
令和7年4月1日から、全ての荷主に対して、①積載効率の向上等、②荷待ち
時間の短縮、③荷役等時間の短縮に取り組む努力義務が課されました。

さらに、令和8年4月1日から、一定規模以上の荷主は届け出て、「特定荷
主」として指定を受け、上記①～③の物流の効率化に向けて取り組むべき措置
に関して、中長期的計画の提出や定期報告、物流統括管理者の選任を行う義務
が課されます。

このような状況を踏まえ、国土交通省では、「荷主・物流事業者の取組状況
に関するフォローアップ調査」を実施しております。

つきましては、貴会会員企業の皆さまへ当アンケートにご協力いただきます
ようご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、荷主の種別については、以下のサイトに記載の「3－2 材工請負」、
「3－3 元請事業者が資材等を発注している場合」等を参考にしてください。
https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/sippers-mindset-logistics-pattern_ver.1.2.pdf

以上
(事業部 三浦)

【アンケート回答 URL】

<https://mlit-survey.com/svy-form3/form> (回答期限：令和8年1月31日)